

土佐清水市市制施行70周年記念事業アイデア募集要項

1. 趣旨

土佐清水市市制施行70周年の記念の年を迎えるにあたり、市民総ぐるみでお祝いし喜びを分かち合うことで、地域の絆を深め、また、市内外に土佐清水の魅力を発信する様々な記念事業のアイデアを広く募集し、70周年に向けての機運の醸成と記念事業の充実を図ります。

2. 募集内容

次の①～④の項目を全て満たす事業のアイデアを募集します。

- ① 市制施行70周年を記念する事業や取組のアイデアであれば、夢のような企画から、小さな取組でもかまいません。「市民みんなでやってみたいこと」「市でやってほしいこと」いろいろなアイデアを募集します。ただし内容が、次のいずれかに該当するものでお願いいたします。
 - ・清水の魅力や良いところを市内外に発信する事業
 - ・市民の絆やつながりを深める事業
 - ・これからの清水を考える事業（次世代に繋ぐ事業）
- ② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業
- ③ 市内で実施する事業。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。
- ④ その他

次の条件を満たす事業

- ・営利を目的としないもの
- ・広く市民が参加できるもの
- ・政治的又は宗教的な活動でないもの
- ・法令等に違反又はそのおそれがないもの

3. 応募資格

土佐清水市在住・在勤・在学の方、又は土佐清水市に関心のある方ならどなたでも応募可能です。個人・団体を問いません。

※ 事業者からの提案も受け付けますが、アイデアの採用がその事業者への発注を約束するものではありません。

4. 応募方法

別紙の提案用紙に必要事項をご記入の上、持参・郵送（消印有効）・FAX又はメールで送信してください。提案用紙は、市内各公共施設等に設置してあるものか、市ホームページからダ

ウンロードしてお使いください。

5. 募集期限

令和5年10月15日（日）まで

6. 応募アイデアの権利の帰属・取り扱いについて

- ・応募アイデアが採用された場合、国内外における該当アイデアの著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権（以下総称して「知的財産権」）を含むすべての権利は土佐清水市に帰属するものとします。また。応募者は、応募アイデアに関し著作者人格を一切行使しないものとします。
- ・応募いただいたアイデアは随時、市ホームページ等で公表します（アイデアのみの公表）。
- ・よいアイデアは実施に向けて検討します。
 - ※ 記念事業の趣旨、見込まれる費用対効果、今後のまちづくりへの発展性などの観点から総合的に判断します。
 - ※ アイデアの一部を採用したり、アレンジさせていただいたりする場合があります。

8. 募集告知

市広報、市ホームページ、市内各所に配置する回収箱等